

# 東日本旅客鉄道赤羽線（十条駅付近）連続立体交差事業の 環境影響評価調査計画書の提出について（要約）

## 1 事業者の名称及び所在地

### 1. 1 事業者

名 称：東京都

代表者：東京都知事 舛添 要一

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

名 称：東日本旅客鉄道株式会社

代表者：代表取締役社長 富田 哲郎

所在地：東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 2 号

### 1. 2 環境影響評価の実施者（都市計画を定める者）

名 称：東京都

代表者：東京都知事 舛添 要一

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

## 2 対象事業の名称及び種類

名 称：東日本旅客鉄道赤羽線（十条駅付近）連続立体交差事業

種 類：鉄道の改良

## 3 対象事業の内容の概略

本事業は、東日本旅客鉄道赤羽線（以下「赤羽線」という。）の十条駅付近の約 1.5km を連続立体交差化するものである。これにより、駅周辺の「開かずの踏切」を含む 6 か所の踏切を解消し、交通渋滞や地域分断の解消を図ろうとするものである。

対象事業の内容の概略は、表 1 に示すとおりである。

表 1 対象事業の内容の概略

項 目	内 容
事 業 区 間	起点：北区十条台一丁目 終点：北区中十条四丁目
事 業 延 長	約 1.5km
構 造 形 式	高架橋（一部擁壁、地平）
対 象 駅	十条駅
踏切解消数	6 か所
工事予定期間	約 11 年

#### 4 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価を行う項目は、対象事業の事業計画案から環境影響要因を抽出し、地域の概況において把握した環境の地域特性を勘案し、表2に示すとおり選定した。

選定した項目は、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財及び廃棄物の7項目である。

表2 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

環境影響評価の項目	区分 環境影響要因 予測する事項	工事の施行中		工事の完了後	
		建設工事	鉄道の走行	鉄道の走行	施設の存在
大気汚染					
悪臭					
騒音・振動	建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音及び振動	○			
	列車の走行に伴う鉄道の騒音及び振動		○	○	
水質汚濁					
土壌汚染	汚染土壌の掘削・移動等に伴う新たな土地への拡散の可能性の有無	○			
地盤					
地形・地質					
水循環					
生物・生態系					
日影	冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度				○
電波障害	遮へい障害及び反射障害				○
	フラッター障害及びパルスノイズ障害			○	
風環境					
景観	地域景観の特性、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度				○
史跡・文化財	埋蔵文化財包蔵地の改変の程度	○			
自然との触れ合い活動の場					
廃棄物	建設発生土及び建設廃棄物の排出量	○			
温室効果ガス					

## 5 調査等の手法

事業の内容から、環境影響評価の項目として選定した騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財及び廃棄物の7項目について、調査等の概要を表3(1)～(2)に示すとおりである。

表3(1) 調査等の概要

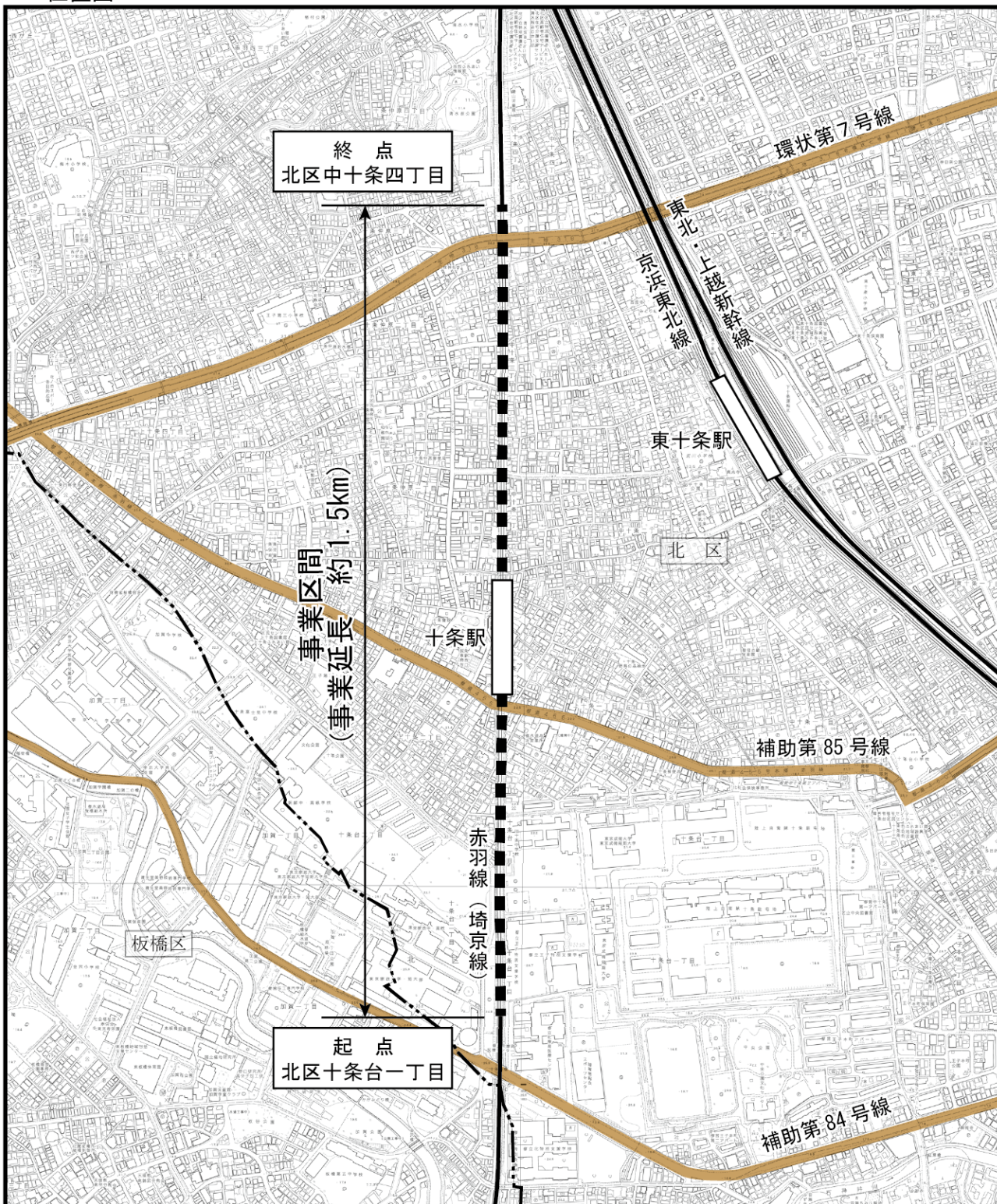
項目	調査事項	調査内容	予測		評価方法
			予測事項	予測手法	
騒音 ・ 振動	①騒音の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④列車本数等の状況 ⑤地盤及び地形の状況 ⑥法令による基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料調査 騒音に係る最新の資料を収集し、整理を行う。</li> <li>現地調査 ＜鉄道騒音＞ 「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(環境庁)に準拠した方法とする。</li> <li>＜環境騒音＞ 「騒音に係る環境基準について」(環境庁)及び「JIS-Z-8731」に準拠した方法とする。</li> </ul>	工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音、仮線区間の列車走行に伴う鉄道の騒音、工事の完了後における鉄道の騒音とする。	建設作業の騒音レベルについて、伝搬理論計算式により予測する。	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(厚生省・建設省)等に基づき評価する。  ・仮線区間の列車の走行に伴う鉄道騒音については、現況値を大きく上回らないことを評価の指標とする。 ・工事の完了後における列車の走行に伴う鉄道騒音については、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(環境庁)に基づき評価する。
				鉄道の騒音レベルについて、「在来線高架鉄道からの騒音予測手法について」及び「在来鉄道の新設又は大規模改良の指針について」(環境庁)の算定式により予測する。	
騒音 ・ 振動	①振動の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④列車本数等の状況 ⑤地盤及び地形の状況 ⑥法令による基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料調査 振動に係る最新の資料を収集し、整理を行う。</li> <li>現地調査 ＜鉄道振動＞ 「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(環境庁)に準拠した方法とする。</li> <li>＜環境振動＞ 「JIS-Z-8735」に準拠した方法とする。</li> </ul>	工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業の振動、仮線区間の列車走行に伴う鉄道の振動、工事の完了後における鉄道の振動とする。	建設作業の振動レベルについて、伝搬理論計算式により予測する。	「振動規制法施行規則」に基づく特定建設作業の規制に関する基準等に基づき評価する。  ・仮線区間の列車の走行に伴う鉄道振動については、現況値を大きく上回らないことを評価の指標とする。 ・工事の完了後における列車の走行に伴う鉄道振動については、現況値を大きく上回らないこととする。
				鉄道の振動レベルについて、伝搬理論計算式等により予測する。	


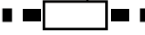

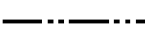
表3(2) 調査等の概要

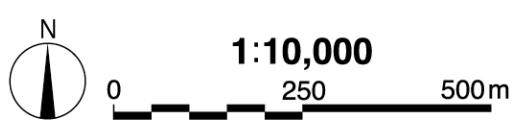
項目	調査事項	調査内容	予測		評価方法
			予測事項	予測手法	
土壌汚染	①土地利用の履歴等の状況 ②土壌汚染の状況 ③地形、地質等の状況 ④土地利用の状況 ⑤法令による基準等	・既存資料調査 土壌汚染に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	工事の施行中における汚染土壌の掘削・移動等に伴う新たな土地への拡散の可能性の有無とする。	工事の施行計画に基づき、汚染土壌の運搬、処理状況等の検討により予測する。	「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」等に基づき評価する。
日影	①日影の状況 ②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況 ③既存建築物等の状況 ④地形の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥法令による基準等	・既存資料調査 日影に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	工事の完了後における高架橋の設置による特に配慮すべき施設等の日影の状況の変化の程度、冬至日の日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の変化の程度とする。	時刻別日影図、等時間日影図等の作成により予測する。	「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」を参考にして評価する。
電波障害	①テレビ電波の受信状況 ②テレビ電波の送信状況 ③高層建築物及び住宅等の分布状況 ④地形の状況	・既存資料調査 電波障害に係る最新の資料を収集し、整理を行う。  ・現地調査 電波測定車を用いて、調査地域の受信レベルを測定する。	工事の完了後における高架橋の設置による遮へい障害及び反射障害、列車の走行によるフラッター障害及びパルスノイズ障害とする。	「建造物障害予測の手引き(地上デジタル放送)」(社)日本CATV技術協会)等に基づき予測する。	「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」等に基づき評価する。
景観	①地域景観の特性 ②代表的な眺望地点及び眺望の状況 ③土地利用の状況 ④都市の景観の保全に関する方針等 ⑤法令による基準等	・既存資料調査 景観に係る最新の資料を収集し、整理を行う。  ・現地調査 事業区間周辺を踏査し、地域景観特性、眺望の状況を把握する。事業区間を望む地点から写真撮影を行う。	工事の完了後における地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度とする。	完成予想図の作成等により予測する。	「東京都景観計画」(東京都)等の方針に基づき評価する。
史跡・文化財	①埋蔵文化財包蔵地の状況 ②法令による基準等	・既存資料調査 埋蔵文化財包蔵地に係る最新の資料を収集し、整理を行う。  ・現地調査 教育委員会等へのヒアリング調査における指示を基に状況を把握する。	工事の施行中における埋蔵文化財包蔵地の改変の程度とする。	事業計画を基に、埋蔵文化財包蔵地の改変の程度を予測する。	「文化財保護法」に定められた発掘等に関する規定、「東京都文化財保護条例」、「北区文化財保護条例」、「板橋区文化財保護条例」に定められた保存及び管理に関する規定に基づき評価する。
廃棄物	①撤去建造物の状況 ②建設発生土の状況 ③特別管理廃棄物の状況 ④廃棄物の処理の状況 ⑤法令による基準等	・既存資料調査 廃棄物に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	工事の施行中における建設発生土及び建設廃棄物の排出量とする。	施工計画の内容等から推定する方法により予測する。	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める事業者の責務に基づき評価する。



6 位置図



- 凡 例
-  駅
  -  : 事業区間 (環境影響評価手続対象範囲)
  -  : 現在線
  -  : 区 界



「この1万分1地図は、国土地理院長の承認（平19 国地関公第377号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を複製（26都市基交第448号）したものを転載したものである。」